

令和6年8月9日

職員の懲戒処分について

このことについて、下記の通り職員の懲戒処分を行いましたので公表します。

記

1. 当該職員 高幡消防組合津野山分署 消防司令補 40代 男性
2. 処分年月日 令和6年8月9日（金）
3. 処分量定 戒告
4. 処分の理由
当該職員は、令和6年6月2日（日）に梶原消防団幹部の引率用務を行う為として休日労働を行い、その分の超過勤務手当を請求し、7月の給与で受給していたが、実際には団幹部の都合により引率用務が無くなっており、本来ならその時点で用務の取り消しを行うべきところを修正することなく超過勤務手当を受給していた。
そして、その後の津野山分署長の聞き取りに対して、再三に渡り虚偽の報告を行った。
更には、梶原町の公用車を本来の目的以外の用に不適切利用を行った上に、公用車のドライブレコーダーに記録が残らないようSDカードを外して非行の隠蔽を図ったもの。
5. 処分根拠 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号
同法第33条
高幡消防組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例第2条
6. 管理監督者責任 高幡消防組合消防本部 消防長：訓告
高幡消防組合津野山分署 分署長：訓告
高幡消防組合津野山分署 副分署長2名：嚴重注意
7. 高幡消防組合 池田洋光組合長のコメント
この度は、組合職員が手当の不正受給及び非行の隠蔽という、公務員としてあるまじき不祥事を起こしましたことに、深くお詫びを申し上げます。
我々公務員は、全体の奉仕者として法令を遵守し、住民の模範となるべき立場にあり、このような行為は断じて許されるものではなく、今回の処分を行ったところであります。
今後は、住民のみなさまからの信頼を回復するため、職員の綱紀の保持及び服務規律の確保、また高い倫理観とコスト意識を持つように徹底してまいります。